

オーカスタイル 葬儀信託プラン（死後事務） 費用のご案内

※ 全て消費税込で表記しております。

シルバーライフ全国ネットワーク
一般社団法人宮城シルバーライフ協会

葬儀信託プランに関する費用について

葬儀信託プランのご利用には、以下の費用がかかります。利用者様の状況と要望に応じた見積書を作成し、丁寧にご説明させていただきます。

1. 契約時にお支払いいただく費用（→ 3ページ）

1-A	契約関連費用	ご契約に際して、当協会と公証役場にお支払いいただく費用です。	ご契約内容により 418,000 円～
1-B	預託金	利用者様がお亡くなりになった後に行う死後事務のために、契約時にお預かりしておく費用です。 お預かりした預託金は信託会社に信託します。	希望される死後事務の内容により 330,000 円～
1-C	遺言関連費用	預託金に残余が生じた場合の取扱いに関して、遺言により指定していただきます。 この際の遺言作成に関して士業（司法書士・行政書士）や公証役場にお支払いいただく費用です。	遺言の内容により 66,000 円～

※ ご自宅で生活されている方については、上記の他、ホームセキュリティサービスをご利用いただくための契約費用が発生することがあります。

2. 契約後（存命中）にお支払いいただく費用（→ 6ページ）

お手伝いサービスをご利用いただいた場合、時間に応じた費用が発生します。

3. ご逝去後にお支払いいただく費用（→ 詳細は6ページ）

3-A	死後事務 関連費用	契約時にお預かりした預託金を当協会が引き出して各種費用を支払いますので、原則として、死後事務に関して新たにお支払いいただく費用はございません。	
3-B	遺言執行 関連費用	遺言執行を士業にお任せいただく場合に生じる費用です。通常は遺産の中から支払われます。	330,000 円～

1. 契約時にお支払いいただく費用

1-A. 契約関連費用

ご契約に際して、当協会と公証役場にお支払いいただく費用です。

基本契約料	必須	オーカスタイルをご利用いただくための基本料金です。	55,000 円
基本サービス利用料	必須	基本契約に関わる顧客登録・管理・緊急連絡票の整備・資金計画の作成を行う料金となります。	55,000 円
公正証書契約料	必須	死後事務委任契約を公正証書で行う料金となります。	22,000 円
サポート計画料	必須	葬儀納骨の方法、関係者への連絡等についてお客様の要望を基に計画を作成する際の料金となります。	198,000 円
信託口座利用料	必須	預託金を信託会社に信託するための費用です。 ・預託金が100万円以内：6万6千円 ・預託金が100万円超：超過分の3.3%+6万6千円	66,000 円
公証役場の手数料	必須	公正証書で契約書を作成する際、公証役場に支払う手数料です。契約書のページ数（契約内容）により変動します。	約 22,000 円

1-B. 預託金

利用者様がお亡くなりになった後に行う死後事務のために、契約時にお預かりしておく費用です。お預かりした預託金は信託会社に信託し、死後事務を行う際に引き出して使用させていただきます。

葬儀・納骨・永代供養等の費用	必須	葬儀社やお寺から見積書を取得します。	個別に見積り
残置物撤去費用	必須	残置物撤去業者から見積書を取得します。	個別に見積り
入院費等の清算費用	必須	お話をうかがい、当協会にて算出します。	個別に見積り
予備費	必須	お話をうかがい、当協会にて算出します。	個別に見積り
死後事務手数料	必須	ご希望される死後事務の内容により変動します。詳細は次のページです。	330,000 円～

死後事務手数料について

サービスの内容		価格
必 須	死亡直後（当日）の緊急対応 依頼者の死亡直後に必要な次の手続きを行います。 ・葬儀社への連絡、遺体搬送の手配・指定関係者への死亡通知、会葬案内 ・死亡診断書の受領、死亡届の提出、火葬許可の取得 ・病室、居住内の私物整理・引き取り	110,000 円～
	葬儀火葬に関する手続 葬儀社の主宰（喪主）として指定された方法で葬儀・火葬を行い、参列者との対応や遺骨の収骨を行います。	110,000 円～
	埋葬・散骨に関する手続 火葬後の遺骨を、指定された方法で埋蔵・収蔵又は散骨します。	110,000 円～
任 意 （ オ プ シ ヨ ン）	行政機関発行の資格証明書等返納手続 行政機関が発行した国民健康保険証、介護保険証、年金受給者証、運転免許証等の返納手続きを行います。	1 件 11,000 円
	勤務先企業・機関の退職手続 勤務先企業・機関と連絡調整し、未払い給与の清算、貸与物の返還など退職に伴う諸手続きを行います。	1 件 55,000 円
	未払いの入院費・施設使用料の清算手続	1 件 22,000 円
	不動産賃貸借契約の解約・住居引渡しまでの管理 不動産所有者、管理会社等と連絡調整をし、不動産賃貸借契約の解約（付帯する火災保険契約、保証契約等の解約も含む）と引渡し当日までの鍵の管理、家賃・敷金の清算を行います。	1 件 55,000 円 ※駐車場・駐輪場は 1 件 22,000 円
	住居内の遺品整理の手配・立ち合い	1 件 55,000 円
	公共サービス等の解約・清算手続 電気・ガス・水道のほか、電話・インターネット接続サービス、クレジットカード等の各種契約の解約、利用料金の清算を行います。	1 契約 22,000 円
	未払いの住民税や固定資産税の納税手続（賦課課税のもののみ）	1 税目 22,000 円
	SNS・メールアカウントの削除 SNS やメールアカウントの削除を行います。	1 アカウント 11,000 円
関係者への死亡通知 友人、知人ほか指定の関係者（相続人等、他の寺務で通知する関係者を除く）への死亡通知を行います。また、郵便物の郵送停止依頼を行います。	1 件 1,100 円	

1-C. 遺言関連費用

預託金に残余が生じた場合の取扱いに関して、遺言により指定していただきます。この際の遺言作成に関して土業（司法書士・行政書士）と公証役場にお支払いいただく費用です。

遺言作成サポート料 (いずれか選択)	いずれかが必須	遺言作成について、土業事務所にお支払いいただくサポート費用です。	預託金 清算プラン	33,000 円 (必須)
			定型プラン	財産の評価額の 0.11% (最低 88,000 円)
			こだわり プラン	財産の評価額の 0.275% (最低 220,000 円)
遺言の証人としての立会費用	任意	遺言作成の証人がいない場合に、土業事務所の職員が証人として同席する場合の費用です。	証人1名につき 11,000 円	
遺言作成に関する公証役場の手数料	必須	遺言の内容に応じて変動します。	33,000 円～ (必須)	
尊厳死宣言サポート料	任意	尊厳死宣言の作成をご希望される際に、土業事務所にお支払いいただくサポート費用です。 ※公正証書遺言の作成と同時に申し込めば、22,000 円引きになります。	定型 55,000 円 こだわり 110,000 円	
尊厳死宣言に関する公証役場の手数料	任意	契約書のページ数（契約内容）に応じて変動します。	約 16,500 円	
関連資料の収集費用	任意	戸籍謄本、住民票、不動産資料等の取得を土業に依頼した場合に発生する実費と手数料です。	・資料取得の実費 ・手数料	

2. 契約後（存命中）にお支払いいただく費用

お手伝いサービス

利用者様のご要望に応じてサポートをさせていただいた際に生じる費用です。

支援の日	支援の費用	交通費
平日 9時～17時30分まで	5,500 円/時	公共交通機関・ カーシェア等の使用 に関する実費
上記以外	7,150 円/時	

※ 当協会のお手伝いサービスは、基本的には事務手続きのお手伝いに限定させていただいております（家事のお手伝い等は対象外となります。）。

3. ご逝去後にお支払いいただく費用

3-A. 死後事務関連費用

契約時にお預かりした預託金（3ページの1-B）を当協会が引き出して各種費用を支払いますので、死後事務に関してご逝去後にお預かりする費用はございません。なお、当協会が頂戴する死後事務手数料の詳細は4ページに記載しております。

3-B. 遺言執行関連費用

遺言執行をグループ内の士業（司法書士・行政書士）にお任せいただく場合に生じる費用です（遺言執行が不要な方については、この費用は生じません。）。

通常、この費用は遺産の中から支払われますので、事前にどこかにお支払いいただく必要はありません。

遺言執行の報酬	任意	遺言執行者として士業を指定した場合に生じる報酬です。	330,000 円～ 遺産の額に応じて変動
遺言執行の実費	任意	・戸籍謄本、住民票、不動産資料等の取得のために発生する実費 ・移動のために生じる交通費等	事案により変動

サービス内容・費用についてご不明な点がございましたら、
お気軽にお問い合わせください。

一般社団法人宮城シルバーライフ協会

〒980-0802

仙台市青葉区二日町3番10号 グラン・シャリオビル2階

TEL：022-738-8336

FAX：022-738-9131

葬儀信託プラン（死後事務）以外についても、お気軽にご相談ください！

宮城シルバーライフ協会が所属する^{ハイフィールド}High Fieldグループには、司法書士・行政書士・
税理士といった士業が所属しており、次のようなご相談も無料で承っております。お
困りごとがございましたら、まずは宮城シルバーライフ協会までお気軽にご相談くだ
さい。ご相談内容に応じた専門家を手配させていただきます。

- 老人ホームを探したい。
- 空き家になった自宅を売却したい。
- 相続の手続をどう進めたら良いか分からない。
- 生前贈与の相談をしたい。
- 遺言を作って準備しておきたい。
- 相続税の対策をしたい。

ご相談は 022-738-8336 まで